

現所有者に関する申告書について

1 現所有者について

- (1) 固定資産税は、賦課期日である1月1日現在において、土地・建物登記簿、土地・家屋補充課税台帳に所有者として、登記または登録されている方に課税することになっています。
- (2) 賦課期日(1月1日)以前に台帳上の所有者が死亡している場合には、賦課期日現在において、その土地または家屋を現に所有している方が固定資産税の納税義務者となります。個人の場合、主として相続人がこれに該当します。
- (3) 相続人が複数いる場合は、代表者を選んでいただくことになります。

(遺産の分割が完了するまでは、当該固定資産は相続人全員の共有となります。その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。)

2 申告書の記載について ※記載例を参照してください。

- (1) 現所有者代表は、現に当該固定資産を所有している方の中から選んでください。
- (2) 現所有者の欄は、相続人全員の氏名・住所・持分・台帳上の所有者との関係を記入してください。
- (3) 相続放棄している人は、現所有者の欄に、氏名等の記載の必要はありませんが、相続権を放棄した旨を証する裁判所の調停の写しを添付してください。

3 固定資産の名義について

- (1) この届出は、固定資産税の納税に関する手続です。
土地または家屋の所有権の名義が変わるわけではありません。
- (2) 所有権移転登記(名義変更等)については、次の手続きが必要となります。
 - ① 土地及び登記されている家屋 ⇒ 札幌法務局岩見沢支局
(TEL 0126-22-0619)
 - ② 登記されていない家屋(未登記家屋) ⇒ 美唄市税務課資産税係
(TEL 0126-62-3140)

4 現所有者(代表)の指定について

期日までに届出がない場合には、当市において現所有者(代表)を指定し、その方に通知いたします。

- 5 問合せ先 美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市市民部税務課資産税係
TEL 0126-62-3140